

多度津町防災士資格取得補助金交付要綱

平成28年1月13日

要綱第2号

(趣旨)

第1条 この要綱は、防災士を育成することにより、町の地域防災力の向上を図るため、防災士資格取得に要した経費の一部を補助する防災士資格取得補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内において交付することについて、多度津町補助条例（昭和29年多度津町条例第36号）及び多度津町補助条例施行規則（平成18年多度津町規則第2号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(防災士の定義)

第2条 この要綱において「防災士」とは、特定非営利活動法人日本防災士機構（以下「機構」という。）から防災士として認証されている者をいう。

(交付の対象及び補助金の額等)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「対象者」という。）は、町内に住所を有し、香川県防災士会に登録している防災士で、多度津町及び町内に存する各種団体、自主防災組織の防災力向上及び災害時の応急復旧に資する活動を行う意思のある者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 本町指定の講座（機構が認証した研修機関）を受講し、防災士の資格を取得した者
- (2) 防災士の資格取得後、多度津町に登録し、多度津町及び防災関係機関が実施する防災訓練、講習会等に積極的に参加・協力することができる者
- (3) 災害時、多度津町からの要請に応じ、応急復旧活動に従事することができる者
- (4) 多度津町内の自主防災組織に加入し、防災士の資格を取得した旨の情報を町長が提供することに同意する者
- (5) 防災士の資格取得に関し、他の助成制度による財政的支援を受けて

いない者又は受ける予定でない者

(6) 町税等税金を滞納していない者

2 補助金の交付の対象となる経費は次に掲げる経費とする。

(1) 機構が認証した研修機関による研修講座の受講料

(2) 前号の講座の受講に必要な教本の購入費

(3) 防災士資格取得試験受験料

(4) 防災士認証登録申請料

3 補助金の額は、25,000円を限度とする。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、多度津町防災士資格取得補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 誓約書（様式第2号）

(2) 機構が発行する認証状の写し

(3) 前条第2項各号に掲げる経費の領収書の写し

(4) 香川県防災士会会員証又は会員であることを証明できる書類

(5) その他町長が必要と認める書類

2 前項の申請書の提出期限は、防災士として認証された日から起算して1年以内とする。

(交付の決定及び確定)

第5条 町長は、前条第1項の申請書の提出を受けたときは、速やかにその内容を審査し、必要に応じて調査等を行い、補助金の交付の適否を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付を決定し、額を確定したときは、多度津町防災士資格取得補助金交付決定・確定通知書（様式第3号）により、その内容を申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第6条 申請者は、補助金の交付を受けようとするときは、多度津町防災士資格取得補助金交付請求書（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第7条 町長は、前条の請求書を受理した後、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第8条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、既に交付した補助金があるときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 法令又はこの要綱に違反したとき。

(2) 不正な手段により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、町長の指示に従わなかったとき。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。